

平成27年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成27年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

3,452億円（前年度8月期比 37億円減（1.1%減））

* 5月～7月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

4 譲与日

平成27年8月31日（月）

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成26年度譲与実績	23,879億円
平成27年度地財計画	21,234億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

(案)

総 税 企 第 号

平成 27 年 8 月 日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣

地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）第 34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成 27 年 8 月 31 日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成27年度8月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	14,383,889
青森	3,523,007
岩手	3,456,827
宮城	6,242,767
秋田	2,825,331
山形	3,091,912
福島	5,325,713
茨城	7,771,862
栃木	5,379,112
群馬	5,424,809
埼玉	17,323,855
千叶	14,682,848
東京都	43,881,475
神奈川県	22,341,491
新潟	6,412,633
富山	3,057,670
石川	3,251,575
福井	2,242,840
山梨	2,302,838
長野	5,813,570
岐阜	5,532,555
静岡県	10,382,907
愛知県	20,991,060
三重	4,959,383
滋賀	3,728,688
京都	7,037,878
大阪府	25,389,234
兵庫県	14,244,872
奈良	3,254,541
和歌山	2,537,312
鳥取	1,534,297
島根	1,914,183
岡山	5,102,941
広島	7,808,818
山口	3,806,426
徳島	2,025,794
香川県	2,698,913
愛媛	3,724,648
高知県	1,934,487
福岡県	13,486,518
佐賀	2,228,716
長門	3,633,121
熊本	4,617,454
大分	3,139,092
宮崎	2,916,622
鹿児島	4,377,523
沖縄	3,478,157
合計	345,222,164

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成27年度分

(単位：億円)

▼平成26年度

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B-A	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B-A
		5月	8月	11月	2月				
北海道	100	198	54	144		97	657	967	310
青森県	18	48	13	35		31	139	237	98
岩手県	23	47	13	35		24	165	232	67
宮城県	193	86	23	62		▲ 107	398	420	22
秋田県	15	39	11	28		24	109	190	81
山形県	25	42	12	31		17	119	208	88
福島県	66	73	20	53		7	366	358	▲ 8
茨城県	79	107	29	78		28	464	523	59
* 栃木県	104	74	20	54		▲ 30	374	362	▲ 12
群馬県	62	75	20	54		13	417	365	▲ 53
埼玉県	385	238	65	173		▲ 147	784	1,165	381
千葉県	111	202	55	147		91	790	987	197
* 東京都	893	603	164	439		▲ 291	5,478	3,619	▲ 1,859
神奈川県	201	307	83	223		106	1,360	1,502	142
新潟県	67	88	24	64		21	376	431	55
富山県	51	42	11	31		▲ 9	178	206	28
石川県	35	45	12	33		10	214	219	4
福井県	26	31	8	22		5	161	151	▲ 11
* 山梨県	13	32	9	23		19	151	155	3
長野県	43	80	22	58		37	301	391	89
岐阜県	91	76	21	55		▲ 15	268	372	104
* 静岡県	222	143	39	104		▲ 80	760	698	▲ 61
* 愛知県	265	288	78	210		24	2,584	1,411	▲ 1,172
* 三重県	160	68	19	50		▲ 92	324	333	10
* 滋賀県	41	51	14	37		10	253	251	▲ 2
京都府	61	97	26	70		35	385	473	88
* 大阪府	341	349	95	254		8	1,829	1,707	▲ 122
兵庫県	165	196	53	142		31	741	958	216
奈良県	19	45	12	33		25	99	219	120
和歌山県	31	35	9	25		4	109	171	62
鳥取県	13	21	6	15		8	64	103	39
島根県	17	26	7	19		9	100	129	29
岡山県	47	70	19	51		23	277	343	66
広島県	110	107	29	78		▲ 2	510	525	15
山口県	38	52	14	38		14	218	256	38
徳島県	42	28	8	20		▲ 14	147	136	▲ 11
香川県	41	37	10	27		▲ 4	188	181	▲ 7
愛媛県	48	51	14	37		3	195	250	55
高知県	14	27	7	19		13	77	130	53
福岡県	224	185	50	135		▲ 39	752	907	154
佐賀県	20	31	8	22		11	122	150	28
長崎県	17	50	14	36		33	142	244	102
熊本県	100	63	17	46		▲ 37	182	310	128
大分県	27	43	12	31		17	132	211	79
宮崎県	22	40	11	29		18	115	196	81
鹿児島県	32	60	16	44		28	158	294	136
沖縄県	24	48	13	35		23	143	234	91
合計	4,742	4,742	1,290	3,452		0	23,879	23,879	0

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left(\begin{array}{c} \text{地方法人} \\ \text{特別税} \\ \text{収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財源超過} \\ \text{団体調整額} \\ \text{*1} \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人口} \\ 1/2 \text{ 従業者数} \end{array} \right\} = \text{譲与額} \quad *2$$

- *1 財源超過団体調整額とは、財源超過団体調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- *2 財源超過団体調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
平成27年度における財源超過調整団体(平成26年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、該当なし。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

